

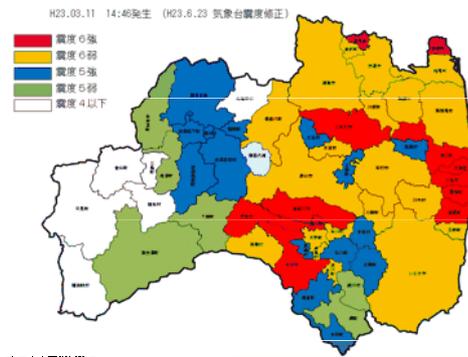
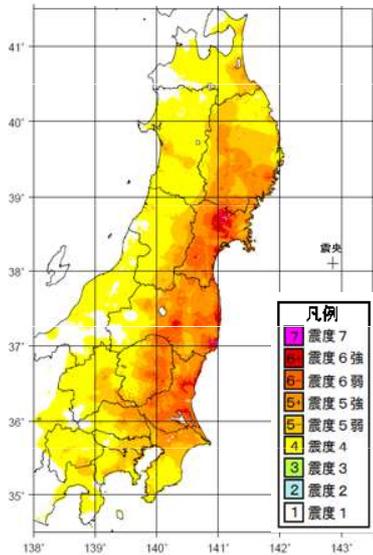
東日本大震災からの復旧・復興事業に関する施工確保の取組

福島県 土木部 建設産業室
平成25年6月21日

平成23年3月11日 東日本大震災の発生

三陸沖を震源とするこの地震により、宮城県栗原市で震度7を記録したほか、福島県内でも新地町などで最大震度6強など、東日本の広範囲で非常に強い揺れを観測しました。また、この地震に起因して太平洋沿岸を中心に非常に大きな津波が発生し、沿岸部において甚大かつ凄惨な被害をもたらしました。

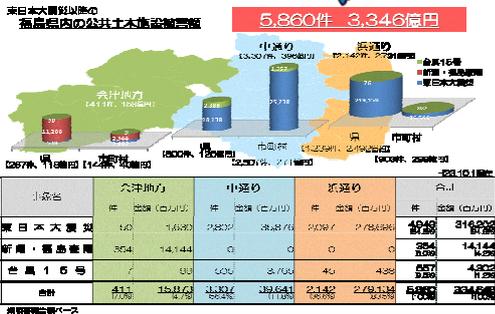
東北地方震度分布図



岩手・宮城・福島の3県沿岸での津波観測値

津波観測点	第一波		最大の高さの波	
	始まり時刻	押し + 引き -	時刻	高さ
岩手県宮古	11日 15:01	-124cm ^{※2}	11日 15:26	8.5m 以上
岩手県大船渡	11日 14:- ^{※1}	-1.0m ^{※2}	11日 15:18	8.0m 以上
岩手県釜石	11日 14:- ^{※1}	-119cm ^{※2}	11日 15:21	420cm 以上
宮城県石巻市鮎川	11日 14:- ^{※1}	- ^{※2}	11日 15:26	8.6m 以上
福島県相馬	11日 14:- ^{※1}	-1.2m ^{※2}	11日 15:51	9.3m 以上
福島県小浜浜	11日 15:08	+260cm ^{※2}	11日 15:39	333cm

津波襲来時の様子(松川浦)





いわき市渡辺町
崩落部全景

主要地方道 いわき石川線で大規模地すべりが発生

平成23年4月11日に発生した浜通り南部を震源とする余震が発生し、法面崩れが生じた。この路線はいわき地方と県南地方を結ぶ重要路線であるため、夜を徹した応急復旧を実施し、8月に通行止めを解除しました。



8月31日
応急復旧完了



南相馬市原町区
被災後全景

渋佐萱浜地区海岸 津波により堤防が欠壊

津波により既存の堤防が流出・破壊されたことから、背後地の波浪による浸水被害を防止するため、仮設堤防の設置を行いました。



仮設堤防設置完了



福島県の公共土木施設の災害復旧工事の進捗状況(平成24年度末時点)

- 東日本大震災で被災した箇所については、**73%**の箇所ですべて着手し、**52%**の箇所ですべて完成に至っています。
- 新潟・福島豪雨で被災した箇所については、**95%**の箇所ですべて着手し、**58%**の箇所ですべて完成に至っています。
- 台風15号で被災した箇所については、**96%**の箇所ですべて着手し、**83%**の箇所ですべて完成に至っています。



東日本大震災

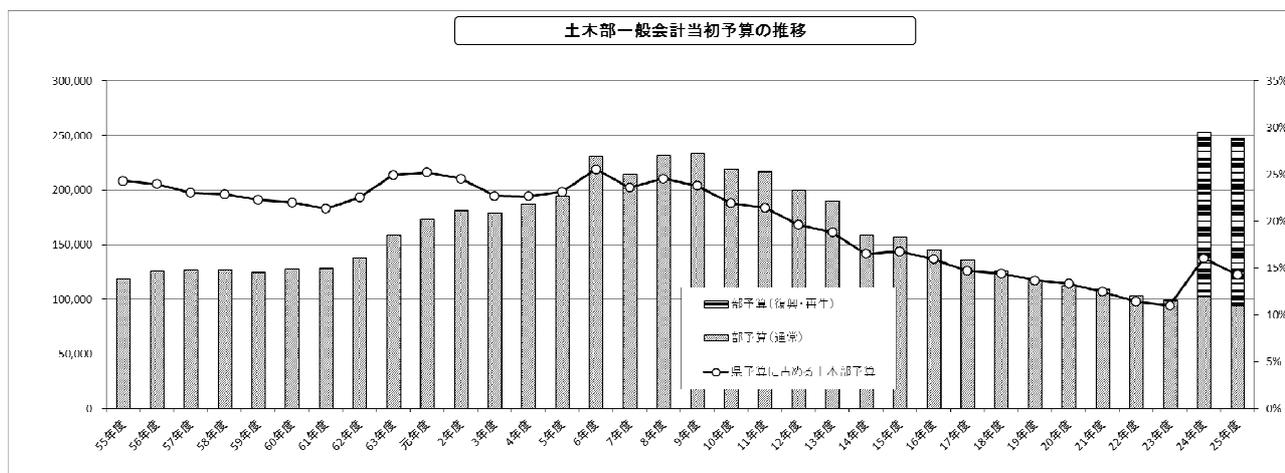
東日本大震災		査定決定数	着工件数	完了件数	着工率(%)	完了率(%)
工種別		1,994	1,465	1,027	73%	52%
	河川・砂防	275	173	135	63%	49%
	海岸	145	63	9	43%	6%
	道路・橋梁	729	619	585	85%	80%
	港湾	335	258	167	77%	50%
	漁港	413	255	40	62%	10%
	下水	3	3	3	100%	100%
	公園・都市施設	5	5	5	100%	100%
	公営住宅	89	89	83	100%	93%
方部別		1,994	1,465	1,027	73%	52%
	会津	26	26	24	100%	92%
	中通り	542	524	514	97%	95%
	浜通り	1,426	915	489	64%	34%

新潟・福島豪雨災害

新潟・福島豪雨災害		査定決定数	着工件数	完了件数	着工率(%)	完了率(%)
工種別(会津のみ)		260	247	151	95%	58%
	河川・砂防	126	121	79	96%	63%
	道路・橋梁	92	84	63	91%	68%
	直轄委託分	42	42	9	100%	21%

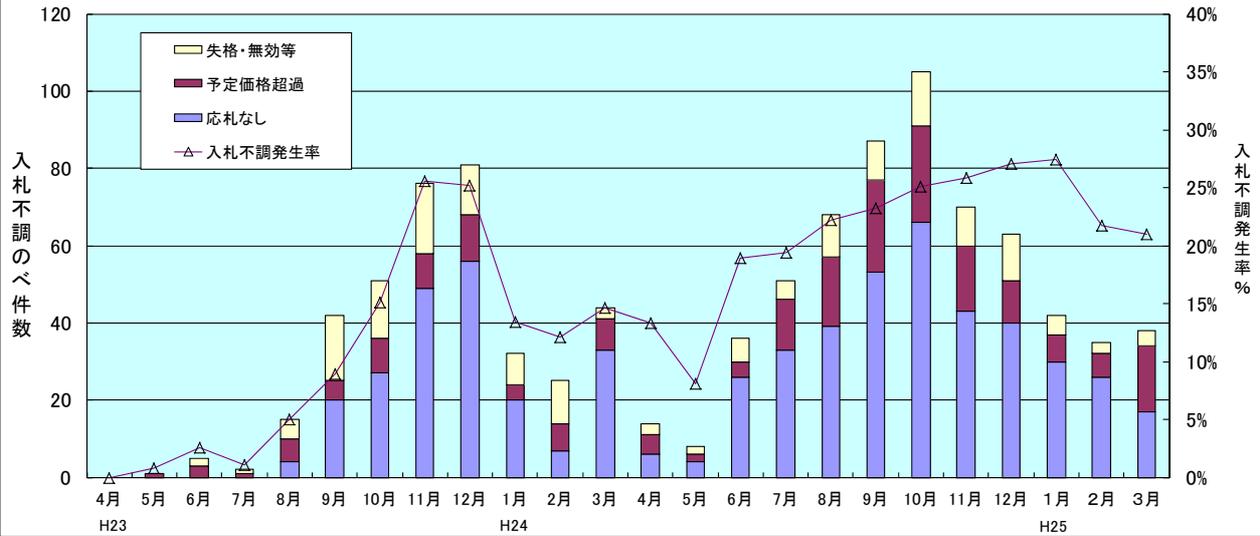
台風15号災害

台風15号災害		査定決定数	着工件数	完了件数	着工率(%)	完了率(%)
工種別		288	277	238	96%	83%
	河川・砂防	243	233	199	96%	82%
	道路・橋梁	45	44	39	98%	87%
方部別		288	277	238	96%	83%
	会津	4	4	4	100%	100%
	中通り	271	261	222	96%	82%
	浜通り	13	12	12	92%	92%



H23以降の不調状況(250万円超の工事)

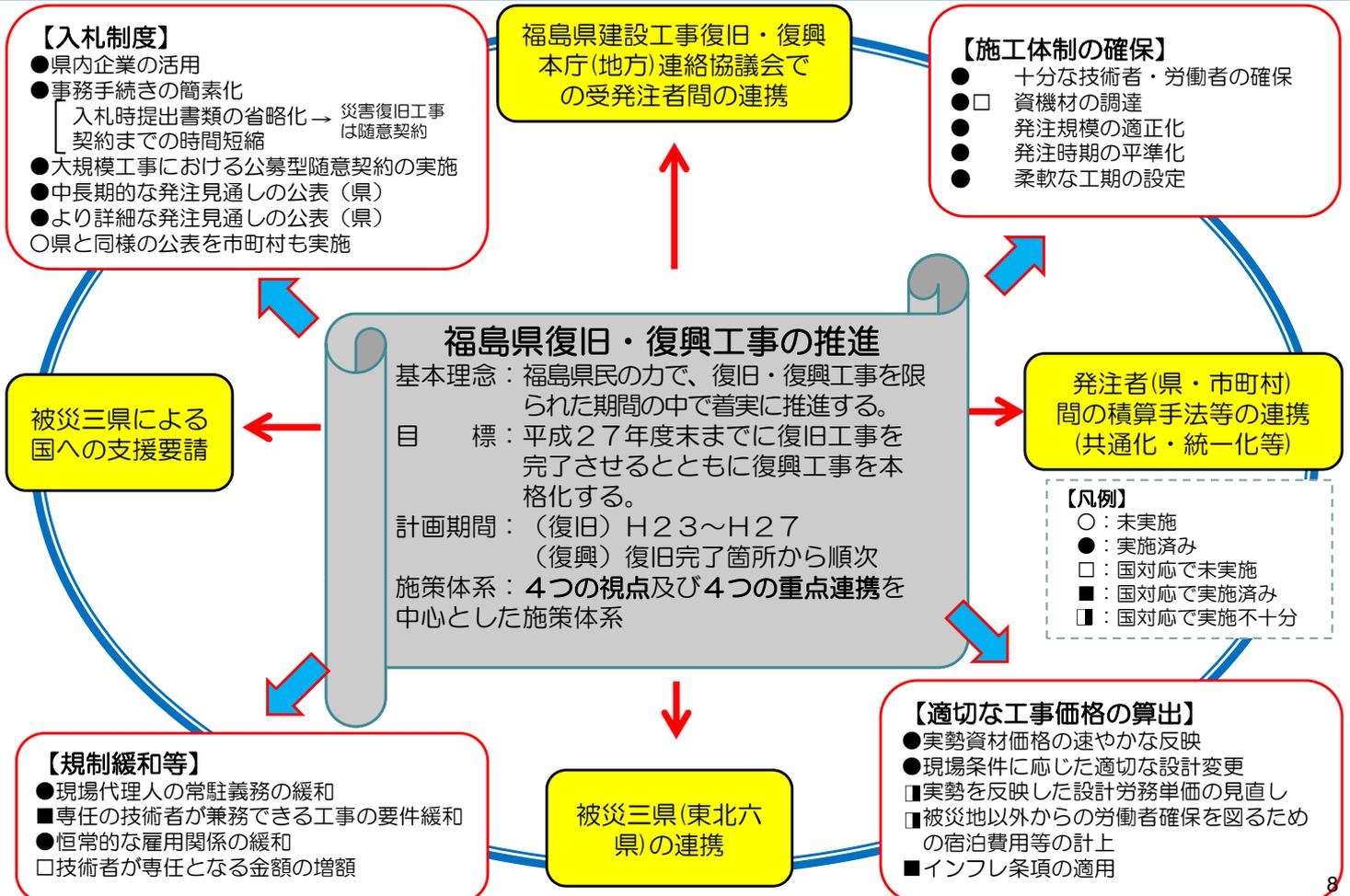
福島県

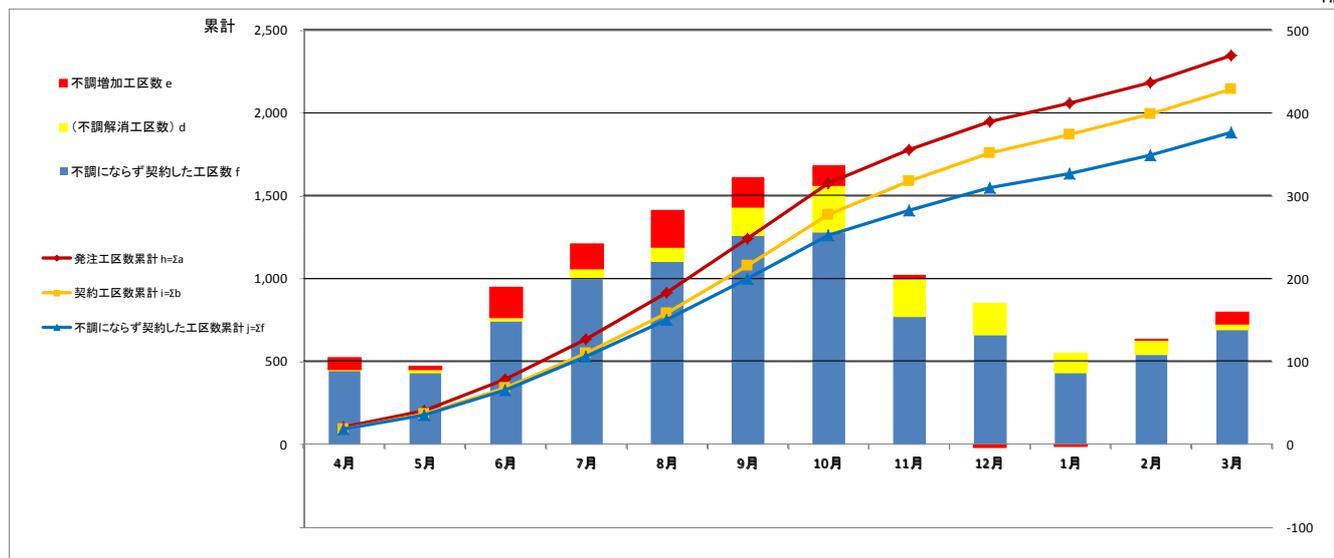


契約件数	69	131	189	189	287	430	286	221	241	207	182	256	91	91	154	212	239	287	313	201	170	111	126	143	2,688	2,138
失格・無効等	0	0	2	1	5	17	15	18	13	8	11	3	3	2	6	5	11	10	14	10	12	5	3	4	93	85
予定価格超過	0	1	3	1	6	5	9	9	12	4	7	8	5	2	4	13	18	24	25	17	11	7	6	17	65	149
応札なし	0	0	0	0	4	20	27	49	56	20	7	33	6	4	26	33	39	53	66	43	40	30	26	17	216	383
不調計	0	1	5	2	15	42	51	76	81	32	25	44	14	8	36	51	68	87	105	70	63	42	35	38	374	617
入札事務件数	69	132	194	191	302	472	337	297	322	239	207	300	105	99	190	263	307	374	418	271	233	153	161	181	3,062	2,755
不調発生率%	0.0%	0.8%	2.6%	1.0%	5.0%	8.9%	15.1%	25.6%	25.2%	13.4%	12.1%	14.7%	13.3%	8.1%	18.9%	19.4%	22.1%	23.3%	25.1%	25.8%	27.0%	27.5%	21.7%	21.0%	12.21%	22.40%
応札なし発生率%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	4.2%	8.0%	16.5%	17.4%	8.4%	3.4%	11.0%	5.7%	4.0%	13.7%	12.5%	12.7%	14.2%	15.8%	15.9%	17.2%	19.6%	16.1%	9.4%	7.05%	13.90%
平均落札率%	93.2%	93.3%	93.5%	93.5%	94.1%	93.4%	93.1%	95.0%	95.5%	95.4%	96.4%	94.1%	94.6%	94.9%	95.0%	93.4%	94.4%	94.3%	94.6%	95.5%	94.7%	94.3%	95.2%	96.0%	94.20%	94.66%
																									H23合計	H24合計

不調の件数と不調発生率には明らかな相関がある。不調種別では応札なしが占める割合が高い。
 H24年10月に不調件数はH23年度のピークを超え11月以降で減少しているが、発生率はH23年度のピークを超え少しずつ上昇している。
 H23年度は年度末に件数も発生率も減少したが、H24年度は発生率に減少がみられないので注視が必要。

『復旧・復興工事に関する施工確保の取り組みについて』





【県発注工事(予定価格250万円超)の契約状況の推移】

年度	件数	月												累計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
24年	発注工区数 a=c+f	105	95	190	243	283	322	336	205	167	109	128	160	2,343
	契約工区数 b=d+f	91	91	154	212	239	287	313	201	170	111	126	146	2,141
	不調発生工区数 c=d+e	15	8	41	43	61	69	79	50	34	22	19	21	462
	(不調解消工区数) d	1	4	5	12	17	34	56	46	37	24	17	7	260
	不調増加工区数 e	14	4	36	31	44	35	23	4	-3	-2	2	14	202
	不調にならず契約した工区数 f	90	87	149	200	222	253	257	155	133	87	109	139	1,881
	入札事務工区数 g=b+c	106	99	195	255	300	356	392	251	204	133	145	167	2,603
	発注工区数累計 h=Σa	105	200	390	633	916	1,238	1,574	1,779	1,946	2,055	2,183	2,343	
	契約工区数累計 i=Σb	91	182	336	548	787	1,074	1,387	1,588	1,758	1,869	1,995	2,141	
	不調にならず契約した工区数累計 j=Σf	90	177	326	526	748	1,001	1,258	1,413	1,546	1,633	1,742	1,881	
	不調にならず契約した割合k=j/h	85.7%	88.5%	83.6%	83.1%	81.7%	80.9%	79.9%	79.4%	79.4%	79.5%	79.8%	80.3%	
	契約割合 l=i/h	86.7%	91.0%	86.2%	86.6%	85.9%	86.8%	88.1%	89.3%	90.3%	90.9%	91.4%	91.4%	

【復旧・復興工事に関する施工確保に向けた入札制度等の改正】 (福島県の取組)

(1) 福島県建設工事復旧・復興連絡協議会における対応

- 発注機関(県・市町村)や建設産業団体を構成員とした連絡協議会を各地方及び本庁に設立し、入札結果や発注見通しの情報共有や意見交換を実施しながら、発注時期の平準化など円滑な公共工事の推進に取り組んでいる。

＜平成23年12月～＞

資材不足が懸念される方部にあつては、連絡協議会の中に建設資材作業部会を新たに設け、発注者・受注者・資材業者により、方部毎の実情に応じた連携・調整を行っている。

＜平成24年6月～＞

(2) 入札制度

① 契約事務手続きの簡素化・迅速化

- 東日本大震災等により緊急を要する災害復旧工事等については随意契約により速やかに対応する
＜平成23年3月～＞

② 工事等の前金払い割合の引き上げ

- 受注者の着工資金の確保、下請企業等への早期支払確保、工事の適正かつ円滑な施工を目的として、県発注工事等の前金払い割合の引き上げを行った。

＜平成23年4月～＞

③ より詳細な発注見通しの公表

- 工事等の発注見通しについて、これまでの内容に「路線・河川名」と「概算金額」を追加するなど、より詳細な内容としたほか、工事等が集中する時期などにおいては、おおむね1ヶ月ごとに内容を見直し公表することとした。

＜平成24年3月～＞

④公募型随意契約の実施

- 予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、迅速性のほかに透明性・公平性・競争性も確保するため、見積の相手方を公募。これにより発注される随意契約における特定建設工事共同企業体の取扱いについて定めた。

<平成23年12月～>

- 予定価格が1億円以上5億円未満の復旧・復興工事についても準用可能とした。

<平成25年4月～>

⑤総合評価方式に復興型を新設

- 復興・再生事業等に係る工事を対象に、入札手続きの短縮、簡素化を図るため復興型を新設し適用できるようにした。復興型は、特別簡易型と同様の総合評価方式であり、予定価格が19億4千万円未満の工事はすべて適用できる。設計金額3千万円未満の工事は、これまでどおり、価格競争による。

また、公告期間については最大5日間短縮できる。

<平成25年4月～>

⑥福島県版復興JV制度の拡充

- 復興・再生事業等又は災害復旧事業に係る工事における特定JVの取扱い内容を見直した。対象金額を発注種別にかかわらず一律、予定価格1億円以上に引き下げた。また、代表構成員以外の構成員は、県外に主たる営業所を有する建設業者においては、県内に委任先としての登録を受けた支店又は営業所を有する格付けAランクの者としていたが、県内に委任先を有しないAランクの者も参加可能とした。

さらに、これまですべての構成員が技術者を専任で配置することとしていたが、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できることとした。

<平成25年4月～>

11

⑦地域要件、格付要件の弾力的な運用

- 地域要件

入札不調後は、区域を次の段階の地域まで拡大することができるとしていたが、現行の地域要件の範囲内で最大の地域まで拡大可能とした。

- 格付要件

入札不調に伴い、合冊して発注する案件については、合冊前における全ての案件に参加可能である格付け以上の業者を含めることができるとした。

<平成25年4月～>

⑧提出書類に係る簡素化の試行

- 見積内訳書の取扱い

施工体制事前提出方式を除く全ての入札において、見積内訳書の提出を不要とし、見積内訳総括表のみの提出とした。

- 総合評価方式における低入札価格調査

落札候補者が調査基準価格を下回ったときは、誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができるものとする。

また、失格基準に該当する場合は、これまでどおり失格となる。

<平成25年4月～>

12

(3) 規制緩和＜技術者不足への対応＞

①専任の主任技術者が兼務できる工事の緩和

- 一体性または連続性があり、現場相互の間隔が5km程度以内の場合、近接工事として専任の主任技術者の兼務(原則2件程度)を可能とした。(被災地域の特例措置)

＜平成24年2月末、国の対応を踏まえた取組＞

②現場代理人の常駐義務の緩和

- 同一事務所管内の2,500万円未満の工事が発注機関が同一の場合など、現場代理人を兼務できるような常駐義務の緩和措置を既に講じているが、緩和対象となる工事範囲の拡大を行った。

＜平成23年11月～＞

- 上記①に連動して、同一の主任技術者が兼務できる同一発注機関の工事も「近接工事」として、現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とした。

＜平成24年3月～＞

③配置技術者の雇用条件の緩和

- 専任の監理技術者等に求める3ヶ月以上の雇用関係を3ヶ月未満であっても差し支えないとし、その対象工事、取扱いの明確化を図った。

＜平成23年3月～、明確化平成24年6月～＞

(4) 適切な工事価格の算出

①設計労務単価の見直し

- 被災地域における労務単価の急激な変動に対応するため、実勢価格を即時に反映できるよう国へ要望した結果、設計労務単価の見直しが行われ、県も全51職種のうち、鉄筋工や交通誘導員など、33職種について改正を実施した。

＜平成24年2月23日＞

13

- 「実勢価格を適正に反映した設計労務単価の設定」を県並びに関係各位から国に対し強く要望してきた結果、普通作業員や運転手など工事の主要な部分を担う5職種の作業員の単価が改定された。

＜平成24年6月21日、国の対応を踏まえた取組＞

※なお、支払実績と設計労務単価にかい離が生じていないことから、9月、12月の単価改定は実施されなかった。

- 実績価格や法定福利費相当額を反映し、被災地等の入札不調に対応した機動的な措置として設計労務単価が大幅に改定された。本県平均20%増。

＜平成25年4月5日、国の対応を踏まえた取組＞

②東日本大震災に伴う賃金等の変動に伴う請負代金額の変更(インフライト)

- 上記①にあわせ、既契約工事についても、労務単価や資材等の急激な物価変動に対応した請負代金額の変更を可能とした。

＜平成24年3月～、国の対応を踏まえた取組＞

③点在する工事での工事箇所毎の間接費算定

- 発注者の判断により、工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とした。

＜平成24年6月～、国の対応を踏まえた取組＞

④遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

- 通常は地域から調達している砂利等の建設資材について、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には、輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととした。

＜平成24年6月～、国の対応を踏まえた取組＞

⑤被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- 宿泊費や通勤費用等の労働者確保に要する追加費用が発生した場合には、実績に応じて設計変更により対応できこととなった。

＜平成24年10月～、国の対応を踏まえた取組＞

14

(5) 施工体制の確保

①十分な技術者・労働者の確保

- 公募型随意契約を実施し、応募対象に特定JVを含めた。特定JVについては、県内企業を最大限活用するとともに、地域外の技術力・労働力等も活用することとした。

＜平成23年12月～＞

②資機材の調達

- 福島県建設工事復旧・復興地方連絡協議会に建設資材作業部会を設け、発注者、受注者、資材業者が連携し、福島県内における建設資材の安定供給を図ることとした

＜平成24年6月～＞

③発注規模の適正化

- 入札不調の発生割合の高い小規模工事について合冊し、適正規模となるよう地方連絡協議会で取り組んだ。

④発注時期の平準化

- 災害復旧工事について、海岸を除く施設については3年以内、海岸施設については5年以内に復旧することとした。

⑤フレックス工事実施要領の改定

- 「請負者が施工時期を選択できる工事(フレックス工事)の試行実施要領」について、柔軟な運用が図られるよう改定した

＜平成24年3月～＞

⑥準備期間確保工事

- 復旧・復興工事の増大により、建設資材や労働者等の確保に時間を要することが想定されることから、フレックス工事の対象外となっていた災害復旧工事などにおいて準備期間を90日以内で加算できることとした。

＜平成25年3月～＞

15

<参考>

①工事受注に対するインセンティブの付与

- 受注意欲を高めるため、一定程度以上の評定点で工事を完了した場合は工事成績評定で加点を行い、「工事受注」そのものに対するインセンティブを与えることとした。

＜平成25年4月～＞

②疑義申立期間の設置

- 入札参加者が、契約締結前に工事発注機関に対して、積算に対する疑義申し立てできる期間を設けることとした。

＜平成25年4月～＞

16